

2026年6月30日

ENEOS 株式会社

川崎製油所(浮島南地区)への高圧ガス保安法に基づく嚴重注意について

当社（社長：山口 敦治）は、2025年11月から2026年4月にかけて実施した社内調査により、高圧ガス保安法の認定事業者である川崎製油所浮島南地区において、軽微変更届および保安検査記録届に届出不備があることを確認いたしました。

保安管理体制の不備により、関係先の皆様にご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

本件判明後、関係官庁のご指導のもと、速やかに追加調査を行い、保安上の支障がないことを確認しております。また、人的ミスの防止に向け、仕組みの改善や監査・教育の強化などの再発防止策を講じております。

なお、本件の経緯および対策については、経済産業省 産業保安・安全グループ 高圧ガス保安室にあらためて報告しており、本日、同省より、嚴重注意および再発防止策の徹底について要請を受けました。

当社といたしましては、高圧ガス保安法の認定事業者として自主保安の重い責務が求められる中、保安管理体制に不備があったことを厳粛に受け止め、再発防止策を確実に実施するとともに、今後も製油所の更なる安全確保に努めてまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

広報部 メディアリレーショングループ：pr@eneos.com